

令和4年度鹿児島県国民保護訓練避難検討に係る基礎資料作成補助業務

目的：令和4年度に実施をする国民保護訓練で必要となる鹿児島県内の輸送手段，鹿児島県の要避難者に関する情報の収集，整理及び避難パターン作成等を行うもの。

業務概要：鹿児島県内の輸送業者のホームページ等から輸送力に関連した情報の収集，各市町村から鹿児島県危機管理課が収集した要避難者に関する情報を市町村別区分別各種資料とし作成，鹿児島県から避難する場合の輸送手段を活用した避難パターン作成等をするもの。

履行期間：契約締結日から令和5年2月15日まで

業務対象：鹿児島県

業務要領：下記に示す資料を基礎情報として整理した資料を作成する。（既存資料のブラッシュアップ等を含む。）

(1)市町村別資料の作成

ア鹿児島県内人口，各市町村別人口及び世帯数一覧

詳細：昼夜間別人口，人口動態及び推計関連資料含む

イ鹿児島県内各市町村図

ウ鹿児島県内災害対策支部等区分図

(2)鹿児島県内交通インフラストラクチャー資料の作成

ア道路図（高速道路，国道，県道，市町村道）

詳細：主要都市間距離及び所要時間一覧表

イ鉄道路線図

詳細：主要都市間路線距離及び所要乗車時間を図上記載

ウ航空路線図

詳細：就航都市間路線距離及び所要搭乗時間を図上記載

エ船舶路線図

詳細：就航都市間距離及び所要乗船時間を図上記載

オ高速バス路線図

詳細：運行都市間距離及び所要乗車時間を図上記載

(3)鹿児島県内避難手段（輸送力）リストの作成

ア 陸路

- a 大型・中型等観光用バス，路線バス一覧表
車種別乗車人員数，車両仕様及び写真，県内事業者別保有数量
- b タクシー一覧表
乗車人員数，車両仕様及び写真，県内事業者別保有数量
- c 鉄道（新幹線，在来線）一覧表
運行車両別可能人員数，路線別時刻表，運行車両別仕様及び写真

イ 海路

- a カーフェリー一覧表
乗船人員数，県内企業の有無，時刻表，船舶別仕様及び写真
- b その他旅客船一覧表
乗船人員数，県内企業の有無，時刻表，船舶別仕様及び写真

ウ 空路

- a 旅客機一覧表
就航機種別搭乗人員数，就航機種別仕様及び写真

エ 避難行動要支援者が使用可能な交通手段

- a 介護・福祉タクシー
県内事業者数及び総保有数量，車両仕様及び写真
- b ドクターヘリ
事業主体に係る情報，機体仕様及び写真
- c 鹿児島県内消防－救急車両等保有状況一覧
- d その他患者搬送事業者等民間事業者

オ 施設等関連情報

- a 港湾情報一覧表
港湾管理者，バース位置図，大型船入港実績，港平面図，全景写真，
車種別駐車可能車両台数
- b 空港情報一覧表
空港管理者，年間利用者数等情報，空港平面図，全景写真，車種別駐
車可能車両台数
- c 場外離着陸場一覧表
場外離着陸場管理者，位置図及び平面図，全景写真

(4)避難施設に関する各種情報資料の作成

ア 避難施設一覧

物件情報（所在地，建物棟数，居可能人員及び建物構造）

イ 長期避難住宅一覧

物件情報（所在地，建物棟数，居可能人員及び建物構造）

(5)避難パターンに関する資料の作成

ア 避難行程表の作成

- a 一般避難者用行程表
- b 医療機関用行程表
- c 社会福祉施設用行程表
- d 避難行動要支援者（在宅医療患者含む）

イ 避難者集合可能施設一覧

- a 物件情報（所在地，建物構造，指定緊急避難所指定状況，収容可能人員数）
- b 車種別駐車可能台数（バス等車両の動線の情報を含む）
- c 状況写真
- d 自然災害等での協定，指定状況（防災道の駅など）

ウ 関係者等連絡先一覧

国，自治体，民間事業者，指定地方公共機関等一覧表

(6)その他資料等

ア 県・市町村別災害救助用備蓄物品一覧

イ 県保有水防関連備蓄資機材一覧表

ウ 医薬品等備蓄医療機関及び備蓄医薬品総括一覧表

エ 人工透析患者受入可能病院一覧表

オ 妊産婦・乳幼児受入可能病院一覧表

カ 災害拠点病院，県内主要病院一覧表

キ 県内来県人員数一覧（県統計参照：過去3カ年，月別集計）

ク 県・市町村別各種協定先一覧表

(7)資料の整理

上記各号で作成した資料は，紙媒体に印刷後ファイルに綴じ整理するほか，当該資料をDVD等電子記憶媒体に収納し，納品する。

なお，印刷部数等は下記のとおり。

- ・印刷部数：カラー両面印刷 13部
- ・ファイル個数：A4サイズ 13冊

(8)成果物：本業務で作成した一切の資料を取りまとめ，下記に示す納品形状で提出する。

著作権等：

- ア 本業務により作成した資料の著作権は、鹿児島県に譲渡するものとする。
- イ 本業務により作成する資料は、第三者が権利を有する著作物（写真，地図等）を使用する場合には、著作権，肖像権等に厳重な注意を払い，当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- ウ 本仕様書に基づく業務に関し，第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は，当該紛争等の原因が専ら鹿児島県の責に帰する場合を除き，受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。